

建築基準法第 51 条ただし書の規定による  
処理施設（産業廃棄物中間処理施設）の  
敷地の位置について

次の付議案を提出する。

平成 28 年 2 月 8 日

奈良県都市計画審議会会長

奈整建第 296 号  
平成27年12月11日

奈良県都市計画審議会会長 殿

奈良市長 仲川 元庸

建築基準法第51条ただし書の規定による  
処理施設（産業廃棄物中間処理施設）の  
敷地の位置について  
(付議)

このことについて、建築基準法第51条ただし書の規定により、次の  
ように審議会に付議する。

## 第 2 号議案

建築基準法第 51 条ただし書の規定による処理施設（産業廃棄物中間処理施設）の敷地の位置について

名称	位置	敷地面積
南庄リサイクル工場	奈良市南庄町 129 番地 他	48, 148. 20 m <sup>2</sup>

理由 奈良市南庄町において、平成 8 年から木くず、平成 14 年からがれき類の中間処理業を営んでいるが、木くず等の埃や騒音対策の地元要望により、木くずの処理及び保管施設を北側の屋外積替え保管施設の敷地に移設することにより、建築基準法第 51 条の位置の制限を受ける産業廃棄物処理施設の許可を要することとなったため。